

■論 文

社会的側面を重視するファイナンシャル・ケイパビリティ研究の 到達点と課題

野田 博也*

Achievements and Shortcomings of Studies on Financial Capability that Emphasize Its Social Aspects

Hiroya NODA

I. はじめに

ファイナンシャル・ケイパビリティ (financial capability) の用語は、2000年前後にシティズンシップ教育の導入を進めたイギリスにおいて使用され始め、その用語や当該概念の着眼点はアメリカやニュージーランド等にも広がった (DfEE 2000; OECD INFE 2011)。従来から使用されていた金融リテラシー概念が知識や技能等の個人的側面に焦点化することに対し、ファイナンシャル・ケイパビリティ概念は金融商品やサービスを実際に使いこなせることを重視する。このため、個人的な能力だけでなく、能力を発揮する行動や社会的な側面を強調する。

この概念が登場する背景のひとつには、家族における家計管理の個別化・複雑化の進行に加え、家計所得の管理・使用それ自体の商品化や金融化に伴う問題 (e.g. 過重債務) の拡大がある (鳥山2017)。日本でも、こうした状況はある程度看取されており、社会的な取り組みとして金融リテラシーの向上を企図する金融教育や金融トラブルに関わる消費者相談、債務等の家計に関わる相談支援、判断能力が十分ではない人々の金銭管理を支援する社会サービス等、幅広く展開されている (伊藤2012; Noda 2017)。

このような社会状況や対策を検討する際、海外諸国で

は金融リテラシーやファイナンシャル・ケイパビリティの概念を重要概念に位置付けている。他方、日本では、個々人の能力を焦点とする金融リテラシーの用語・概念が頻用され、ファイナンシャル・ケイパビリティの用語はあまり使用されていない (野田2019)。この例外として、伊藤宏一による一連の論文がある。伊藤は、個人的側面だけでなく社会的側面を重視するファイナンシャル・ケイパビリティの概念は、金融リテラシー概念では含意し難い独自の特徴があるものと評価しており、当該概念を中軸に据えて問題や解決策を論じることの必要性を主張している (伊藤2012; 2017)。

伊藤が注目しているファイナンシャル・ケイパビリティ研究のひとつに、マーガレット・シェレイデン (Margaret Sherraden) 等による議論がある。伊藤は、シェレイデン等の2007年論文 (Johnson and Sherraden 2007) を参照し、そのファイナンシャル・ケイパビリティ概念が厚生経済学者のアマルティア・センや哲学者のマーサ・ヌスバウムのケイパビリティ論に依拠しており、「個人が適切な行動をとれるような社会制度を整備すること、行動に有効な教育方法を確立すること」を重視するものとして評価している (伊藤2011: 22)。他方で、シェレイデン等は2007年論文から現在 (2018年) に至るまで精力的に調査研究を重ねているものの、伊藤は2007年論文以降の研究成果については検討していない。

* 愛知県立大学教育福祉学部

管見の限り、伊藤が参照した2007年論文はシェレイデン等がファイナンシャル・ケイパビリティ概念を示した初出論文にあたる。この論文の内容をみると当該論文を執筆した時期は金融危機（リーマンショック）が顕在化する前であった。金融を起因とするその後の不況を得て、シェレイデンは他の研究者とともに社会政策やソーシャルワークの領域を中心にファイナンシャル・ケイパビリティの研究を理論的・実証的・実践的に進め、論文や著作を数多く刊行している（Johnson and Sherraden 2007；Sherraden 2010；2013；2016；2017；Sherraden, Huang, Jodi and et al. 2015；Sherraden, Birkenmaier and Collins 2018）。

このため、伊藤が目したファイナンシャル・ケイパビリティに関する見解を、これら2007年以降に進展した研究成果や議論を踏まえて改めて検討する余地があるだろう。

そこで本稿では、2007年から2018年にかけて公表されたシェレイデン等の論文を参照し、そのファイナンシャル・ケイパビリティ研究の到達点と課題を明らかにする¹⁾。なお、日本の文脈にかかわる検討は別稿にて論じるものとする。

以下では、まずシェレイデン等によるファイナンシャル・ケイパビリティ研究の成果を概観し（Ⅱ）、その特徴と課題を考察する（Ⅲ）。

なお、本稿では、financial capabilityをファイナンシャル・ケイパビリティとカタカナ語で表記する。日本の関連する先行研究では、「金融能力」や「金融ケイパビリティ」等と訳されることもあるが、financial及びcapabilityともに、「金融」や「能力」に対する日本語の一般的な意味では捉え難い側面があると考えられるためである。ただし、金融教育（financial education）や金融リテラシー（financial literacy）等、定訳になっていると考えられる場合は、それに従った。

Ⅱ. シェレイデン等のファイナンシャル・ケイパビリティ研究

先にも言及したように、シェレイデン等のファイナンシャル・ケイパビリティ概念の特徴のひとつは、当該概

念の構成要素として個人的側面だけでなく社会的側面を重視していることにある。この理由には、まずアメリカの問題状況を社会的・経済的な構造から捉え、その実態の特徴を把握・認識していること（Ⅱ-1）、また、個人的側面を重視する金融リテラシーや旧来の金融教育の効果、社会的側面を重視しないファイナンシャル・ケイパビリティ概念に対する批判的な認識がある（Ⅱ-2）。これらの認識を前提に、社会的側面を重視するファイナンシャル・ケイパビリティ概念の意義を見出し、その論拠や構想、近似概念との関係、政策・実践への応用、エビデンスの収集について議論をしている（Ⅱ-3）。

1. 社会的・経済的な構造と実態

1) 社会的・経済的な構造

社会的・経済的な構造については、大々的に議論しているわけではないが、いくつかの論文のなかでアメリカの状況を主に想定した言及がみられる。

第一に、所得や資産の不平等が挙げられる。グローバル経済における労働市場の競争が激化するなか、労働者は他国の労働者と競争せざるを得なくなる。その結果、労働市場や労働賃金の安定性が損なわれる。これによって世帯における金融資本や資産の比重が高まっているが、全体としてみれば富裕層に集中する傾向がある。このような所得及び資産の不平等の進展が多くくの国で看取される（Sherraden et al. 2015：4）。

第二は、日常生活の金融化に関するものである。人々は生涯を通じてファイナンスに関わる複雑な計算を行い決定していくことが求められる。現金経済（cash economy）のみによる生活を続けることはほぼ不可能となり、否応なしに金融の仕組みを活用せざるを得なくなっている。例えば、決済におけるクレジット・カードやデビット・カードの使用、借金や住宅の貸借、就職にも影響する（アメリカにおける）クレジット・スコアの普及等が挙げられる。また、新しい金融商品・サービスが次々と開発・販売されるなかで、金銭管理の仕方やクレジットの使い方、保険の選び方、税の支払い方法、非常時のための貯蓄や資金繰りの長期的な安定や形成の方法を理解しなければならないことを指摘している（Sherraden et al. 2015：4；Sherraden and Ansong 2016：84）

2) 実態

社会的・経済的な構造に関する実態として、金融サービスに関わる調査結果だけでなく、所得や資産に関わる調査結果も取り上げている (Johnson and Sherraden 2007 ; Sherraden 2017)。

第一に、所得や資産等に関する実態である。所得については、長期間にわたる所得不平等の進展、産業構造の変容や賃金（最低賃金含む）の実質的な価値の目減り、労働条件の悪化に言及している。これらは近年の大不況（金融危機）で悪化した。貯蓄や住居、退職後の蓄え等を指す資産は、人種や学歴、年齢による格差のあることが指摘されている。不況による資産価値の目減りは特に有色人種や低学歴の世帯主の家庭で見られること、富（wealth）の不平等は所得の不平等よりも大きくなっていることにも言及している。さらに借金については、消費者金融等からの借入を理由とする賃金差押さえや、教育費関連の借入の増加を挙げている (Sherraden 2017 : 4)。

第二に、金融サービスのアクセスや利用に関わる実態である。まず、銀行口座を保有しない人々が1000万人近くおり、それ以上の人々が口座はあるが主流の金融サービスではなく（しばしば負担がかかる）代替的なサービスを利用している。また、主流の金融サービスを利用しない理由については、経済的な余裕がないことや金融機関に対する不信、手続き料の負担等が挙げられている。さらに、主流の金融サービスでも代替的なサービスでも貧困であることによってより大きな負担が強いられることについて言及している。この他、現金払いや代替サービスの利用はクレジット・スコアに反映されないため、より高い利息を負担しなければならない等、問題が連動している側面を指摘している (Sherraden 2017 : 4-5)。なお、小売業やクレジット・カード会社は高い購買力のある若者もターゲットにしており、クレジット・カードの使用やそれに起因する債務問題は若者の間でも生じていること等にも触れている (Johnson and Sherraden 2007 : 120-121)。

第三は、金融リテラシーについてである。いくつかの調査の結果、多くの人々が金融に関わる知識や技能を十分に持っていないことが明らかになっており、特に低所得世帯等の特定の集団のリテラシーが低くなることを取

り上げている (Sherraden 2010 : 3 ; 2017 : 5)。

2. 先行する取り組みや議論に対する問題認識

1) 金融教育について

社会的・経済的な構造が変容するなかで人々のパーソナル・ファイナンスを強化する動きはリーマンショック以前から始まっていた。2000年代前半から連邦政府、州政府が若者の金融リテラシーを高める金融教育を推進し、ジャンプ・スタート等の民間機関による取り組みも広がっている (Johnson and Sherraden 2007 : 120-121)。

金融リテラシーの向上を図る金融教育では、知識や技能が向上すれば、金融商品・サービス等のより適切な選択と使用が可能になると想定されている。他方で、銀行口座の保有者や税還付の申請等を経験していた者はそうでない者に比べてより多くの貯蓄やより高い金融知識・技能があったとの調査結果がある。ここから、金融商品等の保有・使用経験のない者は不利になることが示唆される (Johnson and Sherraden 2007 : 125 ; Sherraden and Ansong 2016 : 90)²⁾。金融教育では体験学習の手法が用いられることはあっても、実際の金融サービスをセットで提供しないため、金融サービスの保有・使用経験がある家庭やその子どもと保有・使用経験がない家庭・子どもの間で効果に差が出ることになる (Johnson and Sherraden 2007 : 128-131)。

この他、実際の金融アクセスを考慮しない金融教育のみを実施することによって金融機関に対する不信が生じる事例や、金融サービスを提供する事業の利用者は金融教育に対する関心が低く出席すら及び腰になるきらいのあることにも言及している (Sherraden and Ansong 2016 : 87 ; 90)。

このように、金融リテラシーの向上を図る金融教育のみでは、ファイナンスに関わる問題、とりわけ貧困・低所得者をはじめとするファイナンスに脆弱な人々の問題は十分に解決できない。このため、金融の利用等を含めたアプローチや目標設定、それを導くための新しい概念が重要になると論じる。

2) イギリス等の議論について

その新しい概念がファイナンシャル・ケイパビリティであった。ファイナンシャル・ケイパビリティの用語は、シェレイデン等が最初に用いたのではなく、本稿の冒頭でも言及したようにイギリスやカナダ等で既に使用されていた。特に調査研究を精力的に実施していたイギリスの著名な研究者 (e.g. アトキンソンやケンプソン) の見解を取り上げ、ファイナンシャル・ケイパビリティ概念は金融行動に影響を与える知識や技能、習慣、態度、動機、自己効力等を含める特徴のあることを確認する (Johnson and Sherraden 2007 : 122 ; 2010 : 2)。このファイナンシャル・ケイパビリティは、金融リテラシーに代わる用語として位置付けられることもあれば (Sherraden 2010)、金融リテラシー概念と同義的に使用されることもあることも指摘している (Sherraden 2013 : 4)

しかし、このようなファイナンシャル・ケイパビリティ概念は、金融リテラシー概念と同様に金融商品・サービス等の資源やそれに関わる環境の意味を十分に明確にしていなと説く。イギリスのファイナンシャル・ケイパビリティ概念では金融行動に対する環境の影響が考慮される場合もあるが、金融に関わるサービスや制度は「固定したfixed」なものとして捉えられ、個々人の状況に応じて資源の位置付けが異なるようには捉えられていない (Johnson and Sherraden 2007 : 124)。

他方で、アメリカでは低所得世帯やマイノリティ等は主流の金融サービスの利用や貯蓄口座の保有、クレジット・スコアの低いこと等が種々の調査で示されており、それぞれの置かれている環境は異なる (Johnson and Sherraden 2007 : 124)。このような環境の違いを考慮しなければ、上述したように金融教育等の成果にも差が生じる。このため、シェレイデン等は、学習や行動に重要な影響を与える制度の役割をより明確に位置付けることを明言する (Johnson and Sherraden 2007 : 122)。

3. もうひとつのファイナンシャル・ケイパビリティ

このような問題認識を踏まえ、「しばしば『金融リテラシー』と同義語で使われるか、より広く個人の性質を指す」「一般的な」ファイナンシャル・ケイパビリティ

概念とは異なる、もうひとつのファイナンシャル・ケイパビリティの概念を提示した (Sherraden 2013 : 4)。このことを、ファイナンシャル・ケイパビリティの「代替的な概念化 alternative conceptualization」とも表現している (Sherraden and Ansong 2016 : 83)。以下では、その概念化のなかで示されている理論的な根拠や構想、エビデンス等を取り上げる。

1) 理論と構想

代替的なファイナンシャル・ケイパビリティ概念は、アマルティア・センやマーサ・ヌスバウムのケイパビリティ論を理論的根拠としている³⁾。このことはほぼ全ての論文において言及されている (Johnson and Sherraden 2007 : 123 ; Sherraden 2010 : 2-3 ; 2013 : 4 ; 2017 : 3 ; Sherraden and Ansong 2016 : 84)。

センの見解からは、ケイパビリティとは積極的な意味での自由の考えであり、生活の営みに関わる真の機会 real opportunities (Sen 1987) であることを、またヌスバウムの見解からは「内的ケイパビリティ internal capabilities」と存在する「外的な状況 (external conditions)」が人の「結合的ケイパビリティ integrated capabilities」を構成すること (Nussbaum 2000 : 82-85) 等を引用する。

そして、この概念を「ファイナンスに関わる生活 (financial life) に応用」 (Sherraden 2010 : 3) し、ファイナンシャル・ケイパビリティの「内的ケイパビリティ」を「行為・作用する能力 ability to act」と表現する。また、政策や法、規則や慣習は人々が完全なるケイパビリティを発達させて福祉を実現するための機会を与えるものであり、これらの「外的な状況」を「行為・作用する機会 opportunity to act」と表現する⁴⁾。

内的ケイパビリティと外的な状況は相互作用する関係にあり、同様の関係が行為・作用する能力と機会にある。その両者が「ファイナンスに関わる機能 (financial functioning)」 (Sherraden 2017 : 1) に資するよう結合される。ここから、能力と機会の両者にアプローチすることで相互作用が高まりファイナンシャル・ケイパビリティの実現がより高まるが、片方みのアプローチであればその効果は低減すると仮定している (Sherraden 2013 : 22)。

2) 金融リテラシーと金融包摂

シェレイデン等はファイナンシャル・ケイパビリティ概念における行為・作用する能力と行為・作用する機会それぞれの「主要な構成要素 (building block)」(Sherraden 2013) ないし「主要な尺度 (measure)」(Sherraden and Ansong 2016 : 86) として、金融リテラシーと金融包摂を位置付けている。ここでいう金融リテラシーとは、「金融商品やその概念の理解、金融に関わるリスクや機会を知る技術や自信をもつこと、助けを求める場所を知ること、金融に関わる福祉や保護を向上させる他の効果的な行為ができること」を意味する (Sherraden and Ansong 2016 : 86)。また、金融包摂とは、良質で利便性が高く廉価な金融サービスにアクセスし、消費者が尊厳をもって社会的・経済的な生活に完全に参加できることを指している (Sherraden and Ansong 2016 : 86)。

そして、この二つの構成要素について、より具体的な説明を次のように加えている。

金融リテラシー 内的ケイパビリティに該当する行為・作用する能力として位置付けられた金融リテラシーは、「金融能力 financial ability」(Sherraden 2017 : 5) とも表現される。これに対しては、ファイナンスに関わる社会化、教育、ガイダンスを基本的な方法として挙げている (Sherraden 2010 : 3-6 ; 2013 : 6-14 ; 2017 : 5-6)。

第一に、ファイナンスに関わる社会化 (financial socialization⁵⁾) とは、社会化の過程において、ファイナンスに関わる理解や取り組みを形作る価値や態度、規範、知識、振る舞いの獲得を指す。社会化を促す主体は、まず家族が挙げられるが、特に若年期における親の影響が大きく、それは低所得家庭でも同様である。しかし、ファイナンスに関わる重要な事柄について共有しない家族もあり、その影響は家族によって異なる。また、家族の他にも、メディアや仲間による影響があることも指摘されている。この社会化は、幼少期だけでなく、生涯にわたるものである (Sherraden 2010 : 4-5 ; 2013 : 8-9 ; 2017 : 5-6)。

第二は金融教育である。金融商品・サービスが複雑化し新しい仕組みが開発される状況では、上記の社会化だけでは十分な効果が期待できない。このため、意図的な介入として金融教育が実施されており、政策による推進

もなされている。金融教育の対象は学校の生徒、市民全般、特定の社会集団等と幅広い。また、教育内容は、基礎的な計算や使い方、計画立て、予算立て、クレジット、貯蓄等の種々のトピックや、自動車や自宅の購入、学校ローンの契約等、特殊限定的な知識や技能に的を絞ることもある。教育効果については、肯定的な結果もあれば否定的な結果を示す調査研究もあり一貫していない。他方で、特定の状況に合わせて設計された教育内容は最も効果的であることが示唆されている (Sherraden 2010 : 6 ; 2013 : 10-11 ; 2017 : 6)。

第三は、金融相談 (financial guidance) である⁶⁾。この相談は、一般的には移民や貧困状態にある者等の特定集団を対象とし、公的給付の利用やクレジット、債務、立ち退き、破産保険、貯蓄計画、自宅購入、税金等の課題に焦点を置く。必ずしも明瞭に区分されていないが相談にはいくつかの形態があり、「ファイナンシャル・プランニングや助言 financial planning and advice」や「ファイナンシャル・カウンセリングやファイナンシャル・セラピー financial counseling and financial therapy」, 「ファイナンシャル・コーチング financial coaching」, 「ファイナンシャル・メンタリング financial mentoring」等と呼ばれている。公的・民間の様々な機関が対面やオンラインでの相談を行っているが、それらは「紛らわしく等質ではないパッチワーク confusing and uneven patchwork」の形相を呈している。また、多くの機関が認定資格を作っているものの規制されていない。このため、相談助言の適切さや正当性を判断することが容易ではなくなっている (Sherraden 2010 : 4-5 ; 2013 : 8-9 ; 2017 : 5-6)。

金融包摂 外的な状況にあたる金融包摂は「金融機会 financial opportunity」(Sherraden 2017 : 6) とも表現されている。これについては、特に金融サービスの在り方について言及している。金融商品やサービスが存在していたとしても、それが人々にとって利用できるものでなければならぬ。そのための性質 (attributes) として次の諸点を挙げている (Sherraden 2010 : 7-14 ; 2013 : 14-18 ; 2017 : 6-8)。

第一は、適切さ (appropriate) である。適切な金融商品・サービスは、年齢やジェンダー、教育、文化的背景、身体的・認知的な制約、金融に関わる状況等を考慮

し、脆弱な人々の多様な必要に応じていることを意味している。例えば、高齢者の身体的・認知的な状態や移民・難民の状況（海外への送金に対する高い需要）に配慮したサービス等になる。

第二は、利用可能である（accessible）ことである。これは、サービス提供機関に赴き、入店し、活用・やり取りをする能力や権利を指している。アクセスを妨げる要素としては、立地、心理的な不快（psychological discomfort）、言語、利用可能な時間等がある。

第三は、手頃な価格であること（affordable）である。これは、口座に関しては、手数料や最低限求められる残金の水準が該当する。銀行口座を持たない理由に関する調査結果では、（彼ら・彼女らの所得にとって）手数料が高くつくこと等が指摘されていた。

第四は、資金繰りのうえで魅力があること（financially attractive）である。ここでいう「魅力」は、高いリターンや、安い手数料、補助金、ボーナス、景品等の利益が商品・サービスに組み込まれていることである。これらは通常、大口の預金者等に適用されるが、小口預金に留まる低所得者には適用されない。

第五は、利用の容易さ（easy to use）になる。商品・サービスは、簡明で、透明性が高く、その情報は明瞭かつ容易に理解できるものになっていることが求められる。これは、主要言語（アメリカでは英語）を話せない者や識字能力の低い者、障害のある者を含むすべての人々を想定した特性となっていることを指す。なお、行動経済学の知見から、サービス等をまず該当者に適用させ、その後脱退の自由を認めるオプト・アウト（opt-out）の手法が望ましいことも含まれる。

第六は、柔軟であること（flexible）である。低所得の所得はしばしば不定期で予定し難く、同様に支出も不定期で予期し難いものもある。このため、預金の融通性を高めることや、少額で断続的な支払い（保険料等）を認めること、予期できない出来事に対する貯蓄の活用を認めること、借入の返済額をその時々で得られた所得に応じて増減できるようにすること等が重要である。

第七は、安全で（secure）信頼できること（reliable）になる。サブプライム・ローンの返済不能による破産に象徴されるような経験は、金融商品・サービスに対する疑念や不信として貧困・低所得者の間に根深く残る。これらに注意して、保有する預金等の商品の保護や、利用者を保護するための種々の規制策が必要になる。

アイディアの図式 セン等のケイパビリティ論に依拠したファイナンシャル・ケイパビリティに関する一連のアイディアは、以下のように図式で示されている（図1, Sherraden 2013 : 20-22）。

ファイナンシャル・ケイパビリティを中心に説明すると、まず、ファイナンシャル・ケイパビリティの結果（成果）として「ファイナンスの安定や福祉 financial stability and well-being」及び「ファイナンスの開発 financial development」が位置付く。また、ファイナンシャル・ケイパビリティは、行為・作用する能力と機会である金融リテラシーと金融包摂を要素としており、それぞれ社会化や教育、相談、また上記「適切さ」等の商品・サービスの利用可能性（availability of financial products）によって左右される。さらに、その方法や設計は社会的・経済的構造（social and economic structure）を背景としている。

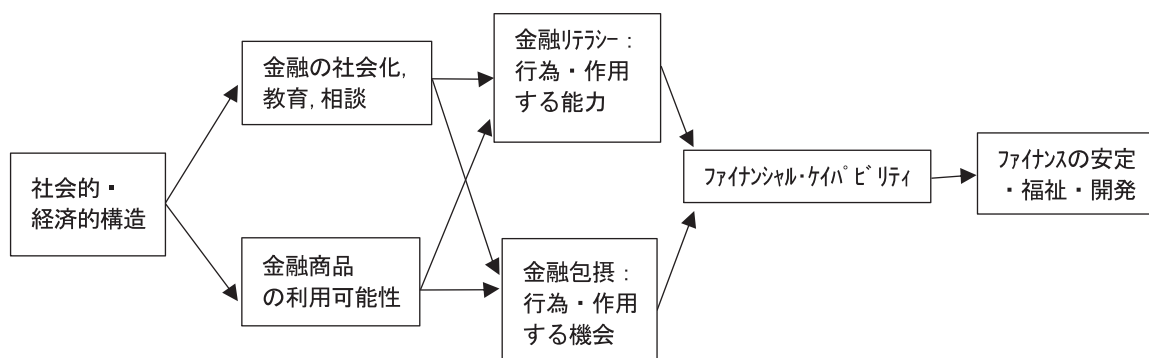


図1 ファイナンシャル・ケイパビリティのアイディア

出所：シェレイデンの論文（Sherraden 2013 : 21）より転載

表1 生涯にわたるファイナンシャル・ケイパビリティ

ライフステージ	ファイナンスに関わるライフイベント	ファイナンスに関わる機会：手段と政策	ファイナンスに関わる能力：知識と技能
子ども期	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生 ・経済的ギフト ・小遣い ・小遣い目的の手伝い 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金 ・財布や小銭入れ ・レシートと税金 ・貯金箱 ・プライベートの店舗カード ・貯蓄口座 ・補助付き貯蓄口座 	<ul style="list-style-type: none"> ・算数能力の向上 ・お金の管理, 予算立て ・必要と欲求の区分の学習 ・比較購買 ・貯蓄 ・貸し借り ・単利と複利の理解
若年期	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用 ・自動車や耐久消費財の購入 ・アパートの賃借 ・高等教育 ・緊急事態 ・市民的社会的参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料支払小切手と給与カード ・連邦税, 州税, 地方税, 社会保障税 ・控除と税額控除 ・銀行商品と銀行サービス (決済口座, 貯蓄口座, ATM, デビットカード, 電子バンキング, 電子財布) ・プライベート・カード ・非常時貯蓄 ・自動車ローン, 学生ローン, 消費者ローン, 少額ローン ・クレジット・カード (担保付, 無担保) ・保険 (医療, 自動車, 借用) ・失業保険, 障害保険 ・子ども貯蓄口座, 子ども開発口座, 他の教育貯蓄口座 ・教育補助と奨学金 ・退職用貯蓄 ・消費者の権利と保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金と給料の理解 ・福利厚生への授受 (賃金外報酬) ・税の支払いと申告 ・銀行口座の運用 ・家賃の支払い ・予算管理, ファイナンシャル・プランニング, 記帳 ・緊急時向けのプランニング ・貯蓄, 投資, 収益率 ・信用と債務の管理 ・クレジット・スコアの理解 ・高等教育の資金繰り ・債務交渉 ・保険の理解 ・金融の安全面に関する警戒 (詐欺・なりすまし) ・利息と減価償却の計算 ・贈与と十分の一税
成年期	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー関係形成や結婚 ・親になること ・世帯の形成 ・自宅の所有 ・病気や障害 ・退職の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務勘定・資産勘定 ・控除と税額控除 ・産休 (母・父), 育児介護休業 ・所得支援 (例: メディケイド, TANF) ・住宅担保貸付 (と関連経費) ・保険: 医療, 生命, 障害, 介護, 住宅 ・クレジット・カードと消費者ローン ・医療に関する事前指示書と委任状 ・子ども貯蓄口座, 子ども開発口座, 教育貯蓄口座 ・個人退職口座や他の退職貯蓄 ・消費者の権利 ・不動産計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネーに関するコミュニケーション ・家族や子のためのファイナンシャル・プランニング ・住宅の購入と維持管理の計画 ・資産と負債の管理運用 ・借入と借金の管理 ・子どもの高等教育の計画 ・納税の理解 ・退職前の計画 ・障害や死亡のためのファイナンシャル・プランニング
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・退職 ・世帯員の縮小 ・退職後の雇用 ・介護の担い手と受け手 ・死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言と信託 ・公的年金 ・メディケア ・医療に関する事前指示書と委任状 ・補足的な健康保険 ・処方薬保険 ・住宅担保融資 ・不動産計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・理解 ・退職所得 ・費用の減少 ・資産運用と貯蓄の取り崩し ・障害と死亡のためのファイナンシャル・プランニング

出所: シェレイデンの論文 (Sherranden 2017: 9-12) より転載 (ただし一部筆者修正)

3) ライフステージの視点

2017年論文では、生涯のライフステージやライフイベントと金融リテラシー及びファイナンスに関わる機会を整理している。表1は、全てを網羅しているわけではなく「最も役立つ」と考えられる知識・技能や機会を取り上げている。このような生涯の流れを想定することによって、ファイナンシャル・ケイパビリティが時間をかけて形成される見通しや機会を捉えることや、介入する適切なライフイベントや推移を意識することができる（Sherraden 2017：12）⁷⁾。

4) エビデンス

シェレイデン等は、個人的側面(能力)と社会的側面(機会)を統合するファイナンシャル・ケイパビリティ概念に基づく介入策がファイナンシャル・ウェルビーイングの向上・改善に与える実証的証拠(エビデンス)も重視している(Sherraden and Ansong 2016：90-91)。

関連する調査のなかでも、「金融教育の効果は、金融サービス等の保有・使用経験があると高くなる」こと等が示唆される調査研究は比較的多く行われている(Sherraden and Ansong 2016：90, 本稿Ⅲ-2-1))。し

かし、このような調査は、教育(能力の向上)と金融(機会の実現)を同時に提供し(かつ他の要因を制御し)たものではないため、教育と金融機会の両者があることでウェルビーイングが一層向上することを裏付ける根拠としては十分ではなく「間接的なエビデンス」を示しているに過ぎない。

これに対して、個人的側面と社会的側面に対する結合的な介入が、どちらか片方の介入に比べて高い成果を挙げることを裏付ける「直接的なエビデンス」を提供できる調査研究は、比較的少ないものの、徐々に増えている(表2)。

他方で、より積極的な成果に影響するという仮説を支持しない調査結果もある。何より、両者の結合的介入の影響にかかるエビデンスを明確にするためには、経済開発の水準が異なる国や地域において、様々な困難に直面する人々や、年齢及びジェンダー、文化的背景が異なる人々を対象とした検証を積み重ねることが必要となる。このため、「直接的なエビデンス」を検証する調査の更なる推進が今後の課題とされる(Sherraden and Ansong 2016：91-2)。

表2 「直接的なエビデンス」として示される主な調査結果

Anderson et al. (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ・①金融教育と②金融教育+補助付き貯蓄事業の比較調査(アメリカ) ・参加者は低所得世帯。 ・上記②の参加者の金融知識は比較的に高い
Miller et al. (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦の補助による少額貸付事業の調査(アメリカ) ・貯蓄+金融教育を伴う商品の債務不履行率は比較的に低い
Cole et al. (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融教育の大規模調査(インド・インドネシア) ・銀行口座新設の少額補助を受けた者は、金融教育のみの受講者よりも、口座開設とその利用が比較的多い
Berry et al. (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での貯蓄と金融教育の影響を検証する調査(ガーナ) ・貯蓄に対する姿勢の変化、比較的高い貯蓄(自己報告)
Schreiner & Sherraden (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得家庭への補助付き貯蓄の効果を検証(アメリカ) ・口座開設と貯蓄の実施に対する金融教育の独立した影響力
Leckie et al. (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・①金融教育と②補助付き貯蓄、③金融教育+補助付き貯蓄の比較調査(カナダ) ・上記①③の参加者は、上記②の参加者よりも貯蓄が高くなかった
Huang et al. (2013) Huang et al. (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け補助付き貯蓄事業の無作為抽出による実験調査(アメリカ) ・金融知識は、親による銀行口座保有の決定に積極的に影響 ・事業利用者の金融知識が貯蓄水準に与える影響は、事業を利用しないグループよりも大きい
Wiedrich et al. (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融教育を実施する学校での貯蓄口座事業の無作為抽出調査 ・特に貯蓄口座を利用する生徒は、5時間の金融教育を受けると金融知識が向上 ・貯蓄や銀行に対する姿勢の改善等

出所：Sherraden and Ansong (2016：90-91)をもとに筆者作成

IV. 若干の考察

シェレイデン等は、2007年論文において、従前の金融リテラシーや新興のファイナンシャル・ケイパビリティ概念とは異なる、代替的なファイナンシャル・ケイパビリティ概念の構想の大枠を示していた。特に貧困・低所得にある人々（特に若者）に対して個人的側面に偏重する金融教育の限界を指摘し、その限界を克服するための取り組みとその論拠を導出する独自のファイナンシャル・ケイパビリティ概念であったといえる。金融危機以降は、2007年論文で示した構想の大枠を堅持しつつ、当該概念や要素の意義・特徴について関連概念を用いて捉え直し、若年層だけでなく幅広い対象を想定してより具体的な介入方法の検討を進め、さらに当該概念に基づく介入の有効性を裏付ける実証的証拠の収集にも努めていることが分かった。

この到達点を踏まえたうえで、シェレイデン等によるファイナンシャル・ケイパビリティ研究の課題を検討する。

第一は、所得の位置付けである。シェレイデン等の議論では、貧困・低所得状態に対する問題意識を明確に示し、背後にある社会的・経済的な構造の影響も重視している。貧困解決を私的努力のみに委ねるのではなく、解決に要する種々の機会の創出を強調するリベラルな立場にあたる。このように、社会的側面を重視するファイナンシャル・ケイパビリティ概念を提示する前提として所得格差や貧困の実態に対する問題意識とその構造的理解は外せないものであった。しかし、ファイナンシャル・ケイパビリティ概念それ自体において、保有する（すべき）所得の量や公的給付の水準、所得の再分配の在り方は、少なくとも本稿で取り上げた論文では曖昧なままであった。例外的に、2018年論文ではファイナンシャル・ウェルビーイングに寄与する要素として、ファイナンシャル・ケイパビリティとは別に、「所得の十分さ income sufficiency」と「資産形成 asset building」を挙げている。この「所得の十分さ」とは基本的必要の充足に要する所得の量を指している（Sherraden, Birkenmaier and Collins 2018:4）。このような言及を確認できるものの、ファイナンシャル・ケイパビリティ概念の内的側面・外

的状況に組み入れず、成果（ファイナンシャル・ウェルビーイング）に影響する別の要素として「所得の十分さ」を位置付けていることを指摘できる。また、その所得の十分さや資産形成、ファイナンシャル・ケイパビリティの関係についても十分に議論されていない。金融ケイパビリティが他の種々のケイパビリティと関連していると指摘や（McQuaid and Egdell 2010:19）、関連する金融排除論では論点を金融に焦点化する半面で所得向上等は積極的に検討しないくらいについて批判のあること等を踏まえると（野田2013:104）、ファイナンシャル・ケイパビリティ概念の構想において「所得の十分さ」も明確に位置付ける必要がある。敷衍すれば、このことは、ファイナンシャル・ケイパビリティの成果・目標でもあるファイナンシャル・ビーイング等の概念に関する議論が十分ではないことを示唆している。この成果に関わる概念を中心に据えて、その実現に寄与する諸要素のメカニズムをより広範囲に示すことが求められる。

第二は、ファイナンシャル・ケイパビリティ概念の構成要素についてである。シェレイデン等は2010年の時点で、行為・作用する能力と機会にそれぞれ金融リテラシーと金融包摂を宛がったが、この単純化は論理的というよりも直感的であり、その妥当性についての説明がない。

また、金融リテラシーには社会化や教育、相談について、金融包摂には適切さ等の利用可能性の特徴について説明が加えられたが、前者は金融リテラシーに影響する要素ないし方法であり、後者は商品・サービスの設計の望ましさを指す。つまり、それぞれに説明している内容は同じでなく、金融リテラシーの設計についての望ましさを金融包摂に影響する要素ないし方法は論じられていない。このように、ファイナンシャル・ケイパビリティ概念の理論仮説についても十分に体系的ではなく、議論の余地は残されている。

第三は、ファイナンシャル・ケイパビリティ概念の構想を具現化するための取り組みについてである。シェレイデン等は主要な取り組みとして、金融教育の受講を組み入れた補助付き貯蓄事業をしばしば取り上げており、調査研究による直接的証拠として示される介入策も貯蓄事業がほとんどである。補助付き貯蓄事業とは、利用者に専用の銀行口座を付与し、利用者の私的 effort による預

金に応じて一定割合の上乗せを支援機関等が支給する仕組みである。この事業は、シェレイデンも研究員として所属している社会開発センター（セントルイス・ワシントン大学ソーシャルワーク学部）が2007年以前から長年にわたり着手しているプロジェクトになる⁸⁾。

裏を返せば、パーソナル・ファイナンスの手段に含まれる借入（貸付）や保険、それぞれの役割を理解し実行するリテラシーやそのための仕組み（機会）については、貯蓄や補助付き貯蓄事業に比べると具体的に検討されていない。つまり、現状では抽象的な概念としての「ファイナンシャル」なものの範囲は広く想定されているが、より実践的・具体的なレベルでの「ファイナンシャル」なものの範囲は限定的になっている。このように異なる金融手法も同様に検討する必要がある。

V. おわりに

本稿は、社会的側面を重視するファイナンシャル・ケイパビリティ概念についてマーガレット・シェレイデン等の議論に注目し、その研究成果の到達点と課題を明らかにすることを目的とした。

この結果、シェレイデン等は、セン等のケイパビリティ論に依拠した構想を進展させ、社会的・経済的構造を含める理論仮説やライフステージの視点を提示するとともに、実証的証拠の収集にも努めていることが分かった。他方で、課題としては、基本的必要の充足に要する所得とファイナンシャル・ケイパビリティとの関連が曖昧でありファイナンシャル・ウェルビーイングの概念等から検討する余地のあること、ファイナンシャル・ケイパビリティの理論仮説の体系化を見直すこと、さらに実証的証拠を示す介入策の方法を多様化することを指摘した。

このような議論を日本の文脈に援用していくためには、まず社会的・経済的な構造やその実態の状況を明らかにする必要があるだろう。また、日本では補助付き貯蓄事業は実施されていないが、いくつかの貸付事業や家計管理に関わる事業がある。日本の状況を踏まえながら、これら諸事業の設計や実施、方法を評価・検討するための準拠枠について、シェレイデン等のファイナンシャル・ケイパビリティ概念を参考に構築することが望まれる。

本研究は科研費(16K17268)の研究成果の一部である。

注

- 1) シェレイデン等は、ファイナンシャル・ケイパビリティ概念を基盤としたファイナンシャル・ソーシャルワークを構想しているが、これらに関連する調査研究は本稿では取り上げない。ファイナンシャル・ソーシャルワークの構想の全体像については野田(2018)を参照されたい。
- 2) ただし、株やクレジット・カードの保有が高度な金融リテラシーに繋がらない結果を示す調査もあり、その効果は一貫していない(Sherraden and Ansong 2016: 90)。
- 3) センやヌスパウムが執筆した多くの著作は邦訳・出版されている(e.g. Sen 1985=1988, ヌスパウム2000=2005)。
- 4) なお、個人が「行動」しなくとも制度(機会)が適切に実施されていればファイナンシャル・ケイパビリティの帰結である「ファイナンスの福祉 financial well-being」は増進し得る。このため、「behavior」ではなく「act」の用語を選択したと説明している(Sherraden 2013: 29)。
- 5) 2010年論文では経済的社会化 economic socialization と表記していたが、2013年論文以降は financial socialization に変えている。その説明はほぼ同じであるため、本稿では financial socialization とする。
- 6) この表現は論文によって異なる。例えば2010年論文では「金融助言・カウンセリング financial advice and counseling」、2013年論文では「金融助言・相談 financial advice and guidance」、2017年では「金融相談 financial guidance」である。これは、それぞれの方法の「定義が不明瞭で重複している」(Sherraden 2013: 10-11) ためだと考えられる。
- 7) この視点は2017年論文のみに記されているが、その具体的な内容について詳しい説明がない。
- 8) 補助付き貯蓄事業については、野田(2009)を参照されたい。

参考文献

- Department for Education and Employment (DfEE) (2000) Financial Capability through Personal Financial Education: Guidance for Schools at Key Stages 1 & 2.
- 伊藤宏一 (2011) 「金融リテラシーから金融ケイパビリティへ—新段階に入った英米のパーソナルファイナンス教育に関連して」『Journal of financial planning』13(142). 20-24.
- 伊藤宏一 (2012) 「金融ケイパビリティの地平: 「金融知識」から「消費者市民としての金融行動」へ」『ファイナンシャル・プランニング研究』日本FP学会. 12. 39-48.
- 伊藤宏一 (2017) 「高齢者の金融ケイパビリティ問題と相談・支援体制」『生活協同組合研究』500. 13-21.
- Johnson, Elizabeth and Sherraden, Margaret S. (2007) From Financial Literacy to Financial Capability among Youth. Journal of Sociology and Social Welfare.
- McQuaid, Ronald and Egdell, Valerie (2010) Financial Capability: Evidence Review. Ronald, Edinburgh.
- 野田博也 (2009) 「アメリカにおける『個人開発口座IDAs』の展開」『貧困研究』貧困研究会. 2. 94-104.

- 野田博也 (2013) 「金融排除の概念」『愛知県立大学教育福祉学部論集』第61号, 101-11.
- 野田博也 (2018) 「ファイナンシャル・ソーシャルワークの構想」『人間発達学研究』9号 139-146.
- 野田博也 (2019) 「日本におけるファイナンシャル・ケイパビリティの概念」『愛知県立大学教育福祉学部教育福祉学部論集』, 67. (予定)
- Noda, Hiroya (2017) Social Welfare Programs and Money Management Support for Low-Income People in Japan, *Bulletin of the Faculty of Education and Welfare*, Aichi Prefectural University. 66. 85-95.
- Nussbaum, Martha C. (2000) *Women and Human Development: The Capabilities Approach*. Cambridge University Press. (= 2005. 池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発』岩波書店)
- OECD INFE (2011) *Measuring Financial Literacy: Core Questionnaire in Measuring Financial Literacy: Questionnaire and Guidance Notes for conducting an Internationally Comparable Survey of Financial literacy*. Paris: OECD.
- Sen, Amartya (1985) *Commodities and Capabilities*. Elsevier Science Publishers B. V. (=1988. 鈴木興太郎訳『福祉の経済学：財と潜在能力』岩波書店)
- Sen, Amartya (1987) *The Standard of Living: Lecture II, Lives and Capabilities*. In G. Hawthorn eds. *The Standard of Living*. Cambridge University Press. 20-38.
- Sherraden, Margaret S. (2010) *Financial Capability: What is It, and How Can It Be Created?* CSD Working Papers No. 10-17. Center for Social Development. Washington University in St. Louis.
- Sherraden, Margaret S. (2013) *Building Blocks of Financial Capability*. In Birkenmaier, Julie, Sherraden, Margaret and Curley, Jami eds. *Financial Capability and Asset Development: Research, Education, Policy, and Practice*. Oxford University Press. 3-43.
- Sherraden, Margaret S., Huang, Jin, Frey, Jodi Jacobson and et al. (2015) *Financial Capability and Asset Building for All. Grand Challenges for Social Work Initiative. Working Paper No. 13*. American Academy of Social Work & Social Welfare.
- Sherraden, Margaret S and Ansong, David. (2016) *Financial Literacy to Financial Capability: Building Financial Stability and Security*. In Aprea, Carmela, Wuttke, Eveline, Breuer, Klaus and et al. eds. *International Handbook of Financial Literacy*. Springer. 83-96.
- Sherraden, Margaret S. (2017) *Financial Capability*. In C. Franklin ed. *Encyclopedia of Social Work (Electronic)*. Washington, DC & New York, NY. NASW Press & Oxford University Press.
- Sherraden, Margaret S., Birkenmaier, Julie and Collins, J. Michael (2018) *Financial Capability and Asset Building in Vulnerable Households: Theory and Practice*. Oxford University Press.
- 鳥山まどか (2017) 「子育て家族の家計一滞納・借金問題から考える」松本伊智朗編『「子どもの貧困」を問いなおす一家族・ジェンダーの視点から』法律文化社.